



2011年10月20日

各 位

会 社 名 日本電気硝子株式会社
代 表 者 名 社 長 有 岡 雅 行
コ ー ド 番 号 5 2 1 4 東証・大証第一部
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 松本 元春
TEL 077 (537) 1700

カラーブラウン管用ガラスに関する欧州委員会の決定についてのお知らせ

当社は、欧州委員会からカラーブラウン管用ガラスに係る決定についての通知を2011年10月19日（現地時間）に受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定の主な内容

欧州委員会は、カラーブラウン管用ガラスに関して、1999年2月から2004年12月の間、欧州市場（EEA）においてEU競争法違反行為があったとして、当社に課徴金を課することを決定しました。当社に対する課徴金の額は、4,320万ユーロ（約46億円）です。

2. 経緯

当社は、2008年10月より、欧州委員会からカラーブラウン管用ガラスに関してEU競争法違反の疑いで調査を受け、この調査に全面的に協力してまいりました。この度の決定は、欧州委員会との和解手続きを経てなされたものです。

当社は、従来より独占禁止法など法令の遵守に努めてまいりましたが、このような事態に至ったことは誠に遺憾であり、関係各位にご心配をおかけすることになったことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、企業倫理の徹底とコンプライアンス体制の一層の強化に全力で取り組む所存でございます。

3. 役員報酬の返上について

本件により関係各位にご心配をおかけしておりますことに鑑み、代表取締役2名は、月額報酬の3分の1を3ヶ月間自主返上することにいたしました。

4. 業績への影響について

今年度第1四半期決算において、競争法関連に対する引当金を計上しており、本件による業績予想の変更はありません。

以 上